

## 平成16年度環境技術実証モデル事業検討会設置要綱

## 1．設置の目的

「環境技術実証モデル事業」の実施に関する事項について、専門的知見に基づき検討し、本事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、環境技術実証モデル事業検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

## 2．調査検討事項

## (1) 環境技術実証モデル事業について

事業の全体像

事業の対象とする技術分野

実証試験要領のあり方

実証機関の選定方針

実証結果報告書のあり方

技術データベースのあり方

その他事業の実施に関する事項

## (2) 将来的な環境技術実証の手法・体制のあり方について

## 3．組織等

(1) 検討会は、検討員20名以内で構成する。

(2) 検討会に座長を置く。

(3) 座長は、検討会の事務を総理する。

(4) 検討員は、環境技術実証に関連する学識経験者、有識者等から総合環境政策局長が委嘱する。

(5) 検討員の委嘱期間は、総合環境政策局長が委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。

(6) 必要に応じ、分野毎に個別具体的な検討を行うワーキンググループ（以下、分野別WGという。）を設置する。分野別WGが設置された場合には、当該WGの長を本検討会の検討員に追加する。

(7) その他、必要に応じ環境技術実証モデル事業に参画する者等をオブザーバー等として参加させることができることとする。

## 4．審議内容の公開等

本検討会は原則、公開で行うこととする。但し、公開することにより、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長は検討会を非公開にできるものとする。

## 5．庶務

検討会の庶務は、総合環境政策局総務課環境研究技術室において処理する。